

滋賀県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）変更計画の概要

現 状

生息状況

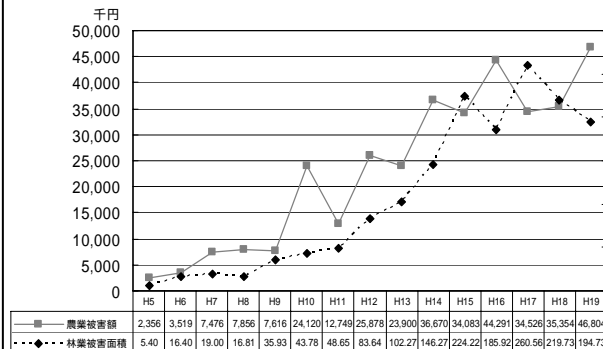
- ・平成 19 年度現在、県内に約 26,300 頭生息していると推定
(湖南 3,900 頭、湖東 6,300 頭、湖北 5,500 頭、湖西 10,600 頭)
- ・平成 19 年度の捕獲水準を続けると平成 24 年度には 44,000 頭になると推定

被害状況

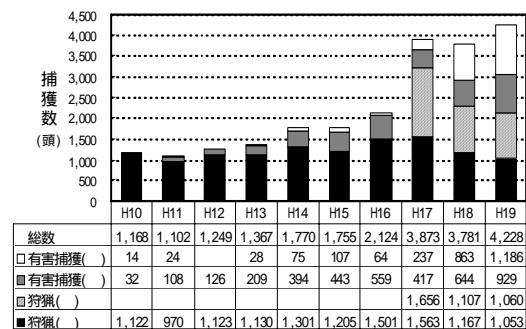
- ・農業被害額(主に水稻)は増加しており、林業被害面積は減少しているが造林面積も減少している。

被害対策状況

- ・防護柵等の設置が進んでいる。
- ・捕獲数は、近年 4,000 頭前後で、特にメスの捕獲を推進する必要がある。



ニホンジカによる農林業被害の推移



ニホンジカ捕獲数の推移

計画期間

平成 17 年 11 月 15 日～平成 24 年 3 月 31 日まで(平成 21 年 11 月 13 日計画変更)

計画の実施区域

県内全域

(県内を 4 つの地域に区分して管理)

湖南地域・西部・南部森林整備事務所管内(国道 1 号以南の区域)、甲賀森林整備事務所管内

湖東地域・中部森林整備事務所管内

湖北地域・湖北森林整備事務所管内

湖西地域・西部・南部森林整備事務所管内(国道 1 号以北の区域)

保護管理の目標

農林業や生態系への被害を軽減する
個体群の安定的維持を図る

個体数管理

個体数の管理目標

平成23年度末までの出来るだけ早い時期に平成16年度の個体数約20,000頭を半減。

年間捕獲目標

年間8,500頭(メスは少なくとも4,600頭以上)の捕獲
当面の抑制目標は年間6,300頭(メス4,300頭以上)

捕獲制限の緩和
(1人1日当たり
5頭、うちオスは
1頭まで)

メスジカの
狩猟解禁

(H17~)
(全国的にはH19から解
禁された)

狩猟期間の延長
(ニホンジカに限っ
て3月15日まで
延長)

被害防除対策

農業被害

- ・防護柵を設置するとともに、集落全体でその維持管理を行える体制づくりを進める。

林業・生態系被害

- ・被害の状況や形態に応じて防護柵、防護ネット、忌避剤、テープ巻きによる防除を実施。

生息環境の整備

森林の保全・整備

- ・森林内で生息しやすいよう、適切な森林整備を行う。
- ・伐採箇所の小面積・分散化を図り、餌となる草地の面積が増加・集中しないよう配慮する。
- ・下刈、除伐は造林木の生長に支障のない程度で留める。

集落・農地周辺の管理

- ・餌となるものは極力排除する。
- ・隠れ場所を刈り払うなどする。
- ・集落環境点検を実施し、地域ぐるみでの取り組みを推進する。

その他

- ・捕獲された個体の有効活用や、農林業者によるわな免許取得などが促進されるよう、普及啓発を実施する。

- ・県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、狩猟団体、関連NPO等と連携し施策を実施する。

- ・生息状況および農林業被害の程度についてモニタリング調査を行い、計画内容について検証し、必要に応じて計画の見直しを図る。